



平成 28 年 1 月より、個人番号（マイナンバー）の利用が始まります

◇個人番号が必要な手続きでは、「個人番号の確認」が新たに加わります

例）個人番号の記載が必要な申請書を市役所に提出する場合

個人番号の確認



通知カード
または
個人番号付きの住民票

+

本人確認



運転免許証
または
パスポートなど

※通知カードをお持ちでない場合、個人番号付きの住民票を取得していただくこともあります。
通知カードは免許証等と一緒にご持参ください。

※顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。

◇個人番号カードがあれば、これ一枚で「個人番号の確認」と「本人確認」ができます



- ・個人番号カードを取得するには申請が必要です。申請方法については、通知カード送付時に同封されていたパンフレットをご確認ください。
- ・既に申請いただいている方へは、順次、ハガキでお知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

◇個人番号を求められる手続きには、主に次のようなものがあります

手続きによって個人番号の記入・提示が必要になる時期は違います。
詳しくは、各担当部署までお問い合わせください。



手続き			問い合わせ室
暮らし	住民票・戸籍	①転入・転居・転出などの異動 ②戸籍届出の氏名などの変更 ※記載事項の変更が必要となりますので、通知カードまたは個人番号カードをご持参ください	総合窓口センター (☎63-7440)
保険・医療	国民健康保険	①加入、脱退の手続きに係る届出 ②修学や施設入所のための市外転出 ③被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 ④高額療養費、療養費、葬祭費、特別療養費、移送費、高額介護合算療養費、出産育児一時金の支給申請 ⑤被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書の再交付申請 ⑥限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の交付・再交付申請 ⑦第三者行為による被害の届出 ⑧基準収入額適用申請 ⑨税の減免・一部負担金の免除等申請 ⑩非自発的失業者に係る税の軽減申請	保険年金室 (☎63-7445)
	後期高齢者医療	①資格取得・変更等の届出 ②被保険者証の再交付、各種証明書の交付・再交付申請 ③高額療養費、特別療養費、移送費、高額介護合算療養費の支給申請 ④限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の交付・再交付申請 ⑤基準収入額適用申請	保険年金室 (☎63-7105)
	医療費助成	①子ども医療費助成の受給資格申請 ②一人親家庭等医療費助成の受給資格申請 ③心身障害者医療費助成の受給資格申請	保険年金室 (☎63-7105)

手続き			問い合わせ室
税金	市民税	①市・県民税申告書の提出 (平成 28 年分の所得(平成 29 年度)に係る申告から必要) ②給与支払報告書の提出 (平成 28 年 1 月 1 日以降に支払う分の報告から必要) ③給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出 (平成 29 年 1 月 1 日以降に提出する届出から必要) ④公的年金等支払報告書の提出 (平成 28 年 1 月 1 日以降に支払う分の報告から必要) ⑤軽自動車税減免申請書の提出 (平成 28 年 1 月 1 日以降に行う申請から必要)	課税室 (市民税担当) (☎63-7429)
	資産税 固定	①償却資産申告書の提出 (平成 28 年 1 月 1 日以降の提出分から必要)	課税室 (資産税担当) (☎63-7437)
介護・福祉	介護保険	①介護認定・更新・区分変更の申請 ②特定入所者の負担限度額認定の申請 ③高額介護サービス費等の支給申請 ④福祉用具購入費の支給申請 ⑤住宅改修費の支給申請	高齢・障害 支援室 (☎63-7599)
	福祉	①身体障害者手帳の申請 ②特別障害者手当、障害児福祉手当の申請 ③障害者総合支援法に基づく補装具費に関する申請 ④障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する申請 ⑤障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの申請 ⑥精神障害者保健福祉手帳に関する申請 ⑦自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請 ⑧障害児通所支援（就学前・就学後児童）の給付申請	高齢・障害 支援室 (☎63-7591)
		①生活保護の申請	生活支援室 (☎63-7582)
	援 遺 護 族	①戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求	
子育て	給付や 届出	①児童手当の新規認定請求、別居監護申立書の提出、個人番号変更届の提出 ②児童扶養手当の新規認定請求、額改定請求、支給停止関係届の提出 ③特別児童扶養手当の新規認定請求、額改定請求、所得状況届の提出、 支給停止関係届の提出	子ども家庭室 (☎63-7594)
		①未熟児養育医療の給付申請 ②母子健康手帳の交付申請（妊娠届出）	健康支援室 (☎63-6970)
	福祉	①子どものための教育・保育給付に係る認定申請 ②保育所(園)、地域型保育事業、公立幼稚園、認定こども園の利用申請 ③支給認定の変更申請 ④支給認定証の再交付申請	保育幼稚園室 (☎63-7919)

上記の手続き以外にも個人番号が必要になる場合があります。